

第 1 回徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会 議事録

1 日 時

平成 2 8 年 4 月 2 7 日 (水)

午後 3 時 3 0 分から午後 4 時 1 0 分

2 場 所

徳島県庁 1 0 階 中会議室

3 出席者

【委員】(9名)

藤澤和裕, 上原克之, 久米清美, 栗田操, 西村三希子, 竹原千鶴子,
木下成三, 藤井勝子, 真鍋朱実

【事務局】

障がい福祉課, 障がい者相談支援センター

4 会議次第

1 開会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議事

(1) 委員長の選出について

(2) 委員長代理の指名について

(3) 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会の概要について

(4) 運営要綱の制定について

(5) その他

5 閉会

【開会】

(司会)

定刻が参りましたので、ただいまより「第1回徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」を開催いたします。開会にあたりまして、徳島県保健福祉部吉田部長より御挨拶申し上げます。

【あいさつ】

(吉田部長)

保健福祉部長の吉田でございます。皆様方におかれましては、日頃より、本県における障がい福祉行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を頂き、厚くお礼を申し上げます。またこの度は、大変お忙しいところ、「徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」の委員に就任いただくとともに、第1回目の開催に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。さて、平成18年の国連の「障害者権利条約」の採択をはじめとして、障がい者の権利擁護に向けた取組みが国際的に進展しております。我が国においても、これらの動きに対応すべく、障害者基本法の改正や、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者優先調達推進法など、数々の国内法の整備が進められて参りました。本年4月には、障害者基本法第4条の基本原則であります「差別の禁止」について、その具体化を図るための法律として、「障がいを理由とした差別の禁止」や、「障がいのある人への合理的配慮」を定めた「障害者差別解消法」が施行されたところです。更に、本県におきましては、この障害者差別解消法に対応し、「障がいのある人の権利の擁護」のために、「差別等の禁止」、「差別等に関する体制相談」、「差別等に該当する事案解決の仕組み」についての規定を盛り込んだ、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」を制定し、本年4月から全面施行としたところであります。本委員会は、まさにこの条例にて規定し、障がい者への差別等に該当する事案が発生した場合に、その解決に向けた助言、あっせんについてご審議いただく機関でございます。先に申し上げた法律や条例の施行により、障がい者の権利擁護に向けた取組みが大きく注目を集める中であって、本委員会は、障がい者差別解消に向けた体制の中でも、重要な役割を担う機関でございます。障がい者差別の解消は、条例の大きな目的である「障がいのある人もない人もいきいきと暮らせる社会づくり」に繋がるものであり、県としても積極的な取組みを推し進めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも本委員会の円滑な運営をはじめとし、県の取組みに更なる御理解、ご御協力を賜りますよう、何卒宜しく願いいたします。

【委員紹介】

(司会)

本日は当委員会の初めての会議でございますので、お手元の資料1「徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会委員名簿」によりまして、御出席の委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

(名簿順に委員紹介)

(司会)

本日は、委員10名中9名の委員の方に御出席いただいております、過半数を超えておりますので、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則」第11条第2項の規定により、本会が成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、公務の都合により、吉田部長におかれましては、ここで退席とさせていただきます。また、議事に入る前に、本日出席しております事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

【議事】

(司会)

それでは議事に入ります。議事(1)「委員長の選出について」でございます。委員長の選出につきましては、「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則」第10条第2項の規定により、委員の互選によって定めることとなっております。それでは、どなたからでも、委員長として適任と思われる方を御推薦いただければと思います。

(委員)

藤澤委員さんが適任だと思いますのでよろしくお願いいたします。

(司会)

ただ今、A委員から、藤澤委員の御推薦がございましたが、藤澤委員に委員長をお願いすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(司会)

それでは、藤澤委員に委員長をお願いすることとさせていただきます。これからの議事進行につきましては、藤澤委員長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

委員長に推薦いただいた弁護士の藤澤と申します。私ごとで恐縮ですが、私は5年ほど前に、高齢者や障がい者の権利擁護について、「とくしま絆ネット」を立ち上げました。高齢者・障がい者への虐待や差別、そういった問題について、何とか解決したいと思い、弁護士と司法書士が一体となり、県社協にもチームを依頼しまして、活動しております。今後、障がい者についての差別問題の解消は急務となっております。私の経験でどれだけお役に立てるかわかりませんが、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。議事(2)「委員長代理指名」につきまして、障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例施行規則第10条第4項におきまして、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名

する委員が、その職務を代理する」と定められておりますので、この規定に従い、職務代理者を指名させていただきたいと思います。委員長より、上原委員に職務代理者をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（上原委員承諾、その他委員異議なし）

（委員長）

ありがとうございます。それでは、委員長の職務代行についてよろしく申し上げます。次に、議事（３）「徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会の概要」につきまして、事務局より説明をお願いします。

（事務局 資料２により説明）

（委員長）

今後、障がい者差別に係る個別事案が発生し、相談窓口での解決が難しい場合には、事案解決のため、その都度委員会を招集することとなりますので、皆様方におかれましては、御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして議事（４）「運営要綱の制定」に移りたいと思います。今後の当委員会の運営について、お手元に運営要綱案が用意されておりますので、これについて、事務局より説明をお願いします。

（事務局 資料５により説明）

以上、事務局から説明がありましたが、ただ今の説明について、委員皆様の御意見・御質問等ございましたらお聞きしたいと思いますが、何かございますでしょうか。

（質問なし）

当委員会の運営については、運営要綱案のとおりとし、今後改善があれば改正していくという形でよろしいですか。

（異議なし）

他に事務局の方からの議題はないようですが、委員皆様の方から何か御意見等ございますでしょうか。本日は初めての回ですので、この機会に何かあれば。

これもまた私ごとで恐縮ですが、障がい者への差別について、障がい者施設に対する差別についての相談がありました。障がい者施設の方の一人が、ある犯罪行為をおこしてしまったことにより、近隣住民の御理解がいただけず、施設の入居者の一定の場所において通行を禁止にするなどといった案件があった。障がい者差別の解決というのは簡単なことではなく、地域住民の方と一緒に頑張って取り組むべきものだと思っております。皆様方に

も今後とも御協力いただきたいと思います。

(委員)

この委員会というのは、障がいのある人の相談を受けた人が、この委員会に相談をすることができるということなのでしょうか。

(事務局)

基本的には窓口で御相談いただき、そこで解決を図るが、窓口でどうしても解決できない、双方ご納得いただけないような場合、第三者的な意見を求めたいという場合にこちらに諮っていただき、各専門分野の皆様方に御審議いただき、御意見、救済案をいただくという形になっています。

(委員)

他県でこのような調整委員会を設置している県はどのぐらいあるのか。

(事務局)

正確な数字は手元に持ち合わせていませんが、4月時点で10県を超える程度ときいております。これまで、千葉や長崎で同様の条例が先行されており、同様の委員会を設置しています。

(委員長)

全国的な流れであることは間違いないですね。

(事務局)

法律（障害者差別解消法）の中では、既存（の組織の中）で対応となっていますが、直接条例によって設置しているところもあって、本県も同じような形です。

(委員)

千葉では先駆的に障がい者の差別を禁止する条例を作っていますが、長崎や千葉で、これまで調整委員会に諮ったという事例はあるのでしょうか。

(事務局)

昨年度時点で、千葉や長崎でこれまで実際に諮った件数は、多くはないときいています。

(委員)

本県としても、調整委員会に諮る前に調整がつくことが望ましいですね。

(事務局)

基本的には相談の中で双方が御納得いただくというのが望ましいで、その点については重々、啓発も含めて対応していきたいと思っています。

(委員)

それは、それだけ福祉が充実してるということですね。

(委員長)

他に御意見ございませんか。他に御意見がないようですので、本日の議題はすべて終了することといたします。これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方、どうもありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

(司会)

藤澤委員長，ありがとうございました。閉会に当たりまして，林障がい福祉課長より，御挨拶申し上げます。

(林課長)

本日は、皆様、御多忙中のところ、本委員会に御出席いただきありがとうございました。おかげをもちまして、本委員会の運営体制が固まり、無事スタートを切ることができました。重ねてお礼申し上げます。冒頭、部長からも御挨拶申し上げましたとおり、本年は、「障害者差別解消法」や「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」の施行により、障がい者の権利擁護に向けた取組みが大きく前進する、節目の年でございます。これらの法律や条例の趣旨が浸透し、障がいのある人にとって暮らしやすい社会づくりのための環境を整えることは、全ての県民の皆様にとりましても暮らしやすい社会の実現に繋がるものであり、県といたしましても、積極的な取組を推進して参りたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましても、今後とも、本委員会の円滑な運営をはじめとし、県の取組みに更なる御理解、御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、「第1回徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会」を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。